

(資 料)

アメリカ主要州における企業参入規制法：Aikenレポートの更新

本資料は、下記、Aiken レポートに示された各州法のうち、企業による土地所有規制に関してのみ、下記の編集方針に従って、現在の州法との比較を行ったものである。

J. David Aiken (1991) *State Laws Relating to the Ownership of U.S. Land by Aliens and Business Entities*, December 31, 1989, USDA-ERS Resources and Technology Division.

[編集方針]

- ①訳文は、基本的に内山智裕訳（未定稿）を参照した。一部改めた箇所もある。
- ② Aiken が執筆した時点の条文が入手できなかったため、Aiken のまとめた要点をベースとして当時と現在の条文内容の対応関係を推定し、両者の対応関係が明確な場合には、異同をチェックし、追加・改訂されている場合には、こうした情報を記載し、アンダーラインを付した。なお、アンダーラインを付した部分には、もともと条文に内容が含まれていたものの、Aiken が意図的に省略したものも含まれている可能性がある。
- ③現在の条文において、削除されていると考えられている部分に関しては、Aiken レポートの本文から対応部分を削除するか、もしくは[*]を付した。また Aiken レポートが述べている内容と、現在の州法との情報の対応関係が不明な箇所についても、[*]印を付し、未確認としてそのまま残した。従って、[*]印は、削除された条文、もしくは別の章に移された可能性のある条文内容である。
- ④条項提示の順序に関しては、現在の条項で提示し、Aiken レポートのものを一部変更した箇所がある。
- ⑤ Aiken レポートでは執行や罰則についても述べられていたが、内山訳では省略されていたため、追加した。
- ⑥取り上げた州は、アイオワ州、カンザス州、ミネソタ州、ミズーリ州、ネブラスカ州、オクラホマ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ウィスコンシン州の9州である。

[Aiken レポートとの主要な相違点]

上記の更新作業を行った結果として、主要な変更点として下記の点が観察された。

- ・有限責任会社、有限責任パートナーシップの項目が追加されている。
- ・アイオワ州においては、条文構成が大幅に改訂された。
 - § 172C から § 9H へ再編、さらに畜産関連部分は § 202B として独立した。
- ・サウスダコタ州においては、憲法が根拠法となった。

1. アイオワ州

< 定義：9H.1 >

・農地・・・農業生産を行なうのに適した土地。

・農業・・・農業収穫物，家禽，卵，牛乳，果実その他の園芸作物，家畜，放牧。ただし，材木，森林の収穫物，種苗，芝の生産は含まれない。また農業には，農産物の加工・流通のための契約，あるいは農薬散布や収穫，その他のサービスの提供は含まれない。

・認定農業会社

①農場経営および農地所有を基礎にしていること。

②株主が 25 名を越えないこと。

③全ての株主が自然人，もしくは自然人や非営利会社のための受託人であること。

・認定有限責任会社

農業および農地の所有のために設立され，下記のすべてを満たす有限責任会社。ただし，家族農業有限責任会社を除く。

①構成員は 25 名を超えないこと。

②全ての構成員が自然人，もしくは自然人や非営利会社のための受託人であること。

・認定トラスト

家族トラストを除く，下記の条件を満たすトラスト。

①受益人が 25 名を越えないこと

②すべての受益人が自然人，受託人，非営利会社のいずれかであり，資格のないトラストの受託人としての活動を行わないこと

③その収入が州および連邦政府の課税を受けること

・家族農業会社

①農場経営および農地所有を基礎にしていること

②株の過半数が同族に所有されるとともに，株主の過半数が同族であること

③全ての株主が自然人，もしくは自然人あるいは家族トラストのための受託人として活動する者であること

④最近 3 年間の農場の総収入の 60 % 以上が農業による収入であること

・家族農業有限責任会社

①農場経営および農地所有を基礎にしていること

②構成員の過半数が同族であること

③全ての構成員が自然人，もしくは自然人あるいは家族トラストのための受託人として

活動する者であること

④最近3年間の農場の総収入の60%以上が農業による収入であること

・家族農業有限パートナーシップ

リミテッド・パートナーシップのうち、下記の条件をすべて満たすものを指す。

- ①農場経営および農地所有を基礎にしていること
- ②パートナーシップの持分の過半数が同族に所有されるとともに、有限パートナーの過半数が同族またはその受託人であること。
- ③ゼネラル・パートナーが日々の農場運営を管理していること
- ④全ての有限パートナーが自然人、もしくは自然人あるいは家族トラストのための受託人として活動する者であること
- ⑤パートナーシップの最近3年間の総収入の60%以上が農業からの収入であること。

・家族トラスト

- ①トラストの権利および受益人の過半数が同族であること
- ②全ての受益人が自然人、受託人、非営利会社のいずれかであり、資格のないトラストの受託人としての活動を行わないこと
- ③もしもトラストの設立が1988年7月1日以降であれば、トラスト設立は農業を目的としたものであり、最近3年間の総収入の60%以上が農業からの収入であること。

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限：9H.4 >

[ほとんどの会社およびトラストによる農地の所有やリースを禁止するもので、もうひとつは個人や認可を受けた事業体が取得できる農地面積を制限するものである。(Aiken による解説)]

<1>全ての会社、有限責任会社、トラストは、アイオワ州内の農地を、直接にも間接にも、取得、もしくは保有、リースすることができない。ただし、家族農業会社、認定農業会社、家族農業有限責任会社、認定有限責任会社、家族トラスト、認定トラスト、撤回可能 (revocable) トラスト、遺言トラストは除く。

[例外]

1. 担保として受け取った善意の土地負担。
2. 調査研究を目的に会社もしくは有限責任会社により取得された土地で下記に該当する場合。
 - a. その土地からの販売額が会社の販売額の25%未満。
 - b. 農地がおもに試験・研究用に利用され、生産物も販売額の25%未満。
 - c. 1989年7月1日以降については、下記の条件も満たさなければならない。
 - (1)会社もしくは有限責任会社はリース以外による土地の取得はできない。リースの期間は、12年を超えることはできない。会社もしくは有限責任会社はリース契約を更新

できない。[例外あり。]

(2)繁殖用家畜（breeding stock）の販売条件は、販売する会社もしくは有限責任会社による直接・間接の統制を受けてはならない。

(3)640 エーカー以上の農地のリースは禁止。

(4)リースの契約書については、州務長官に提出しなければならない。農地を取得して以降 3 年間については、年間の粗収入が 50 万ドルを超えてはならない。それ以降については、繁殖用家畜の粗販売額の 25 %以下は、もしくは 50 万ドル以下のどちらか少ない方を超えてはならない。

3. 非営利会社により取得された土地。

4. 農業以外の目的（直ちに行なうもの、潜在的なもの）で会社または有限責任会社により取得された土地。

5. 負債の回収のためにまたは先取特権を行使して会社が取得した土地。

6. 地方公共団体。

7. 家族トラスト、認定トラスト、遺言トラスト、非営利会社の受託人としてトラスト会社や銀行が取得した土地。

8. 別途（Chapter 490, 490A）定める会社もしくはその子会社もしくは、有限責任会社で、Section 312.8 が適用されるもの。

9. 会社が 1975 年 7 月 1 日時点で所有またはリースしている農地

10. トラストが 1977 年 7 月 1 日時点で所有またはリースしている農地。

11. 農業以外の目的で直ちに利用するためトラストにより取得された土地。

本セクションに違反した場合には、2 万 5 千ドル以下の罰金を課すとともに、違反の裁定がなされてから 1 年以内に違反となっている土地を処分しなければならない。

< 2 > 認定農業会社、認定有限責任会社、認定トラスト、有限パートナーシップに対する制限および罰則（9H.5）

1. 認定農業会社、認定有限責任会社、認定トラストについては、1987 年 7 月 1 日以降、また（家族農業有限パートナーシップを除く）有限パートナーシップについては、1988 年 8 月 1 日以降、直接または間接に、所有またはリースしている農地の合計面積が 1,500 エーカーを超えては、農地を所有またはリースすることができない。

[例外]

a. 認定農業会社、認定トラスト、有限パートナーシップから、農業を行う元所有者にリースバックされた農地。元所有者へのリースが終了した時点で、認定農業会社、認定トラスト、有限パートナーシップは、3 年以内に、元所有者にリースした土地を売却するか処分しなければならない。

b. 認定農業会社、認定トラスト、リミッティドパートナーシップにより、川、湖、湿地、プレーリー、森林地帯その他生物学的に重要な地域、考古学的、歴史的、文化的に価値のある土地、魚その他の野生生物の生息地など、自然資源省が採用した定義に基づく、州の自然遺産を守るために所有または取得されている土地。

2. 1988 年 7 月 1 日以降、個人は下記のいずれかに該当する場合には、認定農業会社の株主、認定トラストの受益人、認定有限責任会社の構成員、農地を所有またはリースする有限パートナーシップの有限パートナーになることを禁ずる。

- a. 認定農業会社の株主
- b. 認定トラストの受益人
- c. 農地を所有またはリースする有限パートナーシップの有限パートナー
- d. 認定有限責任会社の構成員

ただし、本セクションは、家族農業有限パートナーシップの場合には適用されない。

3. a. 認定農業会社、認定トラスト、認定有限責任会社、有限パートナーシップが、本セクションに違反した場合には、2 万 5 千ドル以下の罰金を課すとともに、違反の裁定がなされてから 1 年以内に違反となっている土地を処分しなければならない。認定農業会社の株主、認定トラストの受益人、認定有限責任会社の構成員、有限パートナーシップの有限パートナーとして本セクションに違反したものに対しては、千ドル以下の罰金が課せられ、当該個人の持分は処分されなければならない。

b. 裁判所は、差し止め命令を出すことができる。司法長官もしくはカウンティの法務官は、州政府を代表して違反に対して提訴することができる。

4. 本セクションにおいては、「認定トラスト」には撤回可能トラストは含まれない。

< 3 > アイオワの制定法は、牛や豚の肉の加工を制限している。(9H.2 から 202B へ条項を移動。)

< 会社その他の事業体の土地所有に対する届出要件 >

[補足：旧法で規定されていた届出要件には、以下のものがあるが、2003 年に廃止されている。その他の畜産加工業者との関連についての届出要件の条項は、新たに独立させたセクション 202B（牛・豚加工業者関連）に移された。また試験研究用に関してはセクション 10B に移された。

9H.5A（報告）・・・廃止

9H.5B（契約飼養者による報告）・・・202B.301 へ移動

9H.6（試験研究用の借地者による報告）・・・10B.7 へ移動

9H.9（加工業者による報告）・・・202B.302 へ移動

9H.10（報告書への署名）・・・202B.303 へ移動

9H.11（報告義務に関する罰則）・・・202B.402 へ移動]

・農地を所有またはリースしている、または農業に従事している事業体は、毎年報告書を提出すること。 [*]

・ここでの事業体は、会社（家族農業会社を除く）、すなわち認定農業会社、リミッティ

ド・パートナーシップ（家族農業リミッティド・パートナーシップは除く）へその受託人を含み、また、州外に居住する外国人も含む。必要とされるのは、事業の法的形態、参加者、所有またはリースされている農地の所在地と面積、家畜の生産である。[*]

- ・事業体が提出した報告書により、受益者であるとされたリミッティド・パートナーシップ、会社、州外に居住する外国人は、毎年報告書を出すこと（リミッティド・パートナーシップ、会社、州外居住の外国人の受託人が持つ農地について）。

- ・調査、研究のための農場

調査、研究目的で農地を借り受けている、法人組織の賃借人は、毎年報告書を提出。[*]
賃借人の事業、調査研究目的で使用されている農地の所在地、リースした年月日、肥育した家畜の販売情報など。[*]

<記録要件> [*]

- ・農地の譲渡やリースが行われた場合は、被譲与者または賃借人は、それが行われてから、180日以内に記録されること
- ・被譲与者または賃借人が州外に居住する外国人である場合は、氏名、住所、市民権を記した宣誓書を記録に含むこと。
- ・州外に居住する外国人がパートナーシップ、リミッティド・パートナーシップ、会社、トラストなど自然人でない場合は、宣誓書に氏名・住所・市民権・そめ企業が登録された州名を加える。

[例外] [*]

- ・5年以内のリース（更新を含む）
- ・法の適用による譲渡やリース
- ・相続人への分配もしくは遺贈

<税記録要件> [*]

- ・リースされていない資産の独立当事者間(arms-length)の譲渡は、記録の必要条件として、評価額の申告を添付しなければならない。農地の譲渡においては、評価額の申告は、購入者が会社かリミッティド・パートナーシップかトラストか、州内居住の外国人か州外居住の外国人か、についても報告しなければならない。
- ・ただし、会社と家族会社との特定の取引は、不動産取引税を免除。しかし、取引について、評価額の申告が必要。

2. カンザス州

＜会社その他の事業体の土地所有に対する制限：州法 § 17-5904 ＞

全ての会社，トラスト，有限責任会社，有限パートナーシップ，法人パートナーシップは，直接にも間接にも，州内の農地を所有，取得，保持，リースすることを禁止する。

[例外]

・家族農業会社，認定農業会社，有限責任農業会社，家族経営有限責任農業会社，有限農業パートナーシップ，家族トラスト，認定トラスト，遺言トラスト。

・担保として受け取った善意の土地負担。

・譲与もしくは遺贈による，教育的・宗教的・慈善的な非営利会社への，土地の贈与。

・非農業の事業の運営に必要な会社の土地。この土地は，農地を所有またはリースすることが許されている者または事業体（1 名もしくはそれ以上の自然人，家族農業会社，認定農業会社，家族トラスト，認定トラスト，遺言トラスト）へのリースを除いて，農業に使用されてはならない。その会社は農業に従事してもいけないし，地代収入以外での収益を受け取ってもならない。

・負債の回収や先取特権の行使によって，会社が取得した土地。ただし，10 年以内に放棄すること。

・地方自治体。

・トラスト会社や被信託人の資格をもった銀行，あるいは非営利会社に対する被信託人としての銀行により取得された農地。

・① 1965 年 7 月 1 日以前に土地を所有またはリースしている事業体（会社，有限法人パートナーシップ，トラスト）

② 本法以前の法律（州法 § 17-5901）に準じている事業体

③ 本法以前の法律に準じていないが，1991 年 7 月 1 日以降本法に準じている事業体，のどれかに該当する場合は，リース購買契約のもとにリースまたは保有されている土地。

・フィードロット，鶏舎，ウサギ飼養施設として利用するために，会社もしくは有限責任会社により所有またはリースされている土地。

・材木，林産物，苗，シバを生産する目的で会社により所有またはリースされている土地。

・教育的な調査，科学的もしくは実験的な農業を行なうための土地。

・販売用の種子を生産する目的，もしくはアルファルファを栽培する目的で，アルファルファ加工事業体により利用されている土地。ただし，その土地は，その事業体の栽培用地から 30 マイル以内に位置すること。

・パートナー全てが，自然人または農地を所有する資格のある事業体である，家族農業会社，認定農業会社，有限責任農業会社，家族トラスト，認定トラスト，遺言トラストで構成されている法人パートナーシップ，有限法人パートナーシップにより所有またはリースされている土地。

・国内あるいは外国企業を問わず，法人もしくは有限責任会社で石炭採掘に従事している

企業が、採掘のために所有している土地において行なう農業生産。

・1986年5月8日時点で（本法施行以前に）、有限パートナーシップにより所有、リースされている土地。

・会社もしくは有限責任会社によって、水耕栽培のために所有またはリースされる土地。

・（家族経営会社、認定家族会社、有限責任農業会社、家族経営有限責任農業会社、有限農業パートナーシップ、家族トラスト、認定トラスト、遺言トラストを除き、）本法律に違反した会社、トラスト、有限責任会社、有限パートナーシップ、法人パートナーシップに対しては、50,000ドル以下の罰金と判決日から1年以内に違反して取得した農地の処分が課せられる。

<定義：州法 § 17-5903 >

・農地：農業収穫物、家禽、卵、牛乳、果実、その他の園芸収穫物、家畜、放牧の生産のために飼養するのに適した土地。ただし、材木、森林の収穫物、種苗、芝の生産や農業サービスを提供している分は含まない。

・家族農業会社：

①農業経営および農地所有を基礎にしていること。

②株の過半数および株主の過半数が同族であること。全ての成員が共通の先祖をもち、養子・姻戚関係を含めて3親等以内であること。

③全ての株主が自然人、もしくは自然人のための受託人として活動する者であること。

④少なくとも株主の1人は、農場に居住または積極的に農場運営に従事する者であること。もしもこの条件を満たす株主が1名のみであり、この株主が死亡した場合には、株主の財産が州内の裁判所によって管理される期間中、この条件は適用されない。

・認定農業会社：

①カンザスの会社、全ての発起人がカンザス州に居住する者であること。

②農場経営および農地所有を基礎にしていること。

③株主が15名を超えないこと。

④もしもすべての株主が自然人である場合には、少なくとも1名は農場に居住または積極的に農場運営に従事する者であること。もしもこの条件を満たす株主が1名のみであり、この株主が死亡した場合には、株主の財産が州内の裁判所によって管理される期間中、この条件は適用されない。

・家族トラスト：

①トラストの権利および受益人の過半数が同族であること。全ての成員が共通の先祖をもち、養子・姻戚関係を含めて3親等以内であること。

②全ての受益人は、自然人、（トラストの被信託人以外の）受託人として活動する個人、非営利会社のいずれかであること。

・認定トラスト：

- ①受益人が 15 名を超えないこと。1 人の受益人が死亡し、複数の人がその権利を引き受けた場合、それらの人は 1 人の受益人とみなす。
- ②すべての受益人は、自然人、(トラストの被信託人以外の) 受託人として活動する個人、非営利会社のいずれかであること。
- ③その収入が州および連邦政府の課税を受けること。

・有限農業パートナーシップ：

- ①営農および農地所有を目的として設立された有限パートナーシップ。
- ②パートナーは 10 名を超えない。
- ③すべてのパートナーは、自然人、自然人もしくは非営利会社の利益を代理する自然人、(カンザス州法に基づいて設立された法人パートナー以外の) ゼネラル・パートナーシップのいずれかであること。
- ④ゼネラル・パートナーの少なくとも 1 名は、農場に居住または積極的に農場運営に従事する者であること。もしもこの条件を満たすパートナーが 1 名のみであり、このパートナーが死亡した場合には、パートナーの財産が州内の裁判所によって管理される期間中、この条件は適用されない。

・法人パートナーシップ：(略)

・トラスト：(略)

・遺言トラスト：(略)

・有限責任会社：(略)

・有限責任農業会社：

- ①営農および農地所有を目的として設立された有限責任会社。
- ②構成員は 10 名を超えない。
- ③構成員は、自然人、家族農業会社、家族経営有限責任農業会社、(自然人もしくは家族農業会社、家族経営有限責任農業会社、非営利会社の利益を) 代理する者、あるいは(カンザス州法に基づいて設立された法人パートナー以外の) ゼネラル・パートナーシップのいずれかであること。
- ④もしもすべての構成員が自然人である場合には、少なくとも 1 名は農場に居住または積極的に農場運営に従事する者であること。もしもこの条件を満たす構成員が 1 名のみであり、この構成員が死亡した場合には、構成員の財産が州内の裁判所によって管理される期間中、この条件は適用されない。

・家族経営有限責任農業会社：

- ①営農および農地所有を目的として設立された有限責任会社。

②構成員の過半数が同族であること。全ての成員が共通の先祖をもち、養子・姻戚関係を含めて3親等以内であること。

③全ての構成員は、自然人、もしくは自然人のための受託人として活動する者であること。

④少なくとも構成員の1人は、農場に居住または積極的に農場運営に従事する者であること。もしもこの条件を満たす構成員が1名のみであり、この構成員が死亡した場合には、構成員の財産が州内の裁判所によって管理される期間中、この条件は適用されない。

＜会社その他の事業体の土地所有に対する届出要件：州法 § 17-5902 ＞

- ・ 州内州外にかかわらず会社が土地所有する場合に必要な報告書。
- ・ 州内の農地を所有する際に必要な報告書。

[報告内容]（州法 § 17-7503 (b), 7504 (b), 7505 (b)）

・ 会社により所有またはリースされ、農業または園芸目的で利用されているまたは利用可能な土地一筆毎の面積と所在地。

- ・ その土地を所有またはリースする理由。
- ・ 土地の取得が 1981 年 7 月 1 日以降か否か。

(会社、非営利会社はこれに加え)

- ・ 州内にある非農業資産および農業資産の個別毎の評価額。
- ・ 株主数。
- ・ 灌漑されている総面積。

[例外]

- ・ 保有している面積が 10 エーカー未満，州査定の鉄道運営財産 (assessed-railroad-operating property) は除く。(州法 § 17-5902)

＜罰則：州法 § 17-5902 (b) ＞

上記の報告に関して、虚偽の報告と知りつつ行ったものは、A級の軽罪に処する。

＜カウンティによる州法からの選択的離脱・酪農施設：州法 § 17-5907 ＞

カウンティの議会は、決議により、自らのカウンティ内において酪農施設を家族経営以外の事業体が所有することを許す決定を行ってもよい。もしもこの決定に対して選挙民の 5 %以上の反対署名が 60 日以内に提出された場合には、次に実施されるカウンティ全体をカバーする選挙において住民投票がなされなければならない。[手続きの詳細略]

＜カウンティによる州法からの選択的離脱・養豚施設：州法 § 17-5908 ＞

カウンティの議会は、決議により、自らのカウンティ内において養豚施設を家族経営以外の事業体が所有することを許す決定を行ってもよい。もしもこの決定に対して選挙民の 5 %以上の反対署名が 60 日以内に提出された場合には、次に実施されるカウンティ全体をカバーする選挙において住民投票がなされなければならない。[手続きの詳細略]

3. ミネソタ州

<本法の目的：500.24-1>

家族経営を生産の単位として保護し，農業生産のもっとも望ましい形態であることを保証し，ミネソタ州の農村社会と核家族の安定性と福祉を促進することは，州の関心事項であることを立法者は確認する。

[定義：500.24-2]

・農地・・・農業収穫物，牛乳，果実，その他の園芸収穫物，家畜の生産のために使用するのに適した土地。ただし，これらの生産物の加工，精練，包装や農業サービスの提供は含まない。

また，材木，森林生産物または家禽の生産は含まない。

・家族経営農場・・・法人格をもたない農業経営単位であり，1人以上が農場に居住するか，積極的に農業に従事している経営。

・家族農業会社

- ①農場経営および農地所有を基礎にしていること
- ②株の過半数および株主の過半数が3等親以内の同族であること。
- ③同族のうち少なくとも1人が農場に居住するか農場を運営すること。
- ④株主に会社を含まないこと。

家族農業会社は，株式の遺贈によってその資格を失わない。

・家族農業トラスト

①下記の条件を満たすトラスト：

- a. 受益人の過半数が3等親以内の同族であること。
- b. 受益人の全てが，自然人，非営利会社，トラストのいずれかであること。
- c. 受益人のうち少なくとも1人が農場に居住するか農場を運営すること。リースする場合の相手は，家族経営，家族経営会社，認定農業会社，認定畜産会社，家族農業有限責任会社，家族農業トラスト，認定農業有限責任会社，家族農業パートナーシップ，認定農業パートナーシップであること。

②慈善トラスト（Internal Revenue Code で定義されるもの）

・認定農業会社

- ①株主が5名を越えないこと。
- ②財産権(estate)を除く，全ての株主が自然人，もしくは家族農業トラストであること。
- ③株式の種類が1種類であること。
- ④地代，使用料(royalty)，配当金(dividends)，利子収入，確定年金(annuity)の合計が農場の総収入の20%を越えないこと。

⑤株の過半数を保有している株主は、農場に居住または農場運営に積極的に参加していること。

⑥会社の直接、または間接に所有している農地の権利が 1500 エーカーを越えないこと。

[アイオワと同じ面積上限]

⑦他の許可を受けた農業会社の株主で、その所有する農地の権利と当該の会社の権利の合計が 1500 エーカーを超える人が株主とならないこと。

・ 認定畜産会社

①搾乳牛以外の家畜生産に従事する会社。

②財産権(estate)を除く、全ての株主が自然人、家族農業トラスト、家族農業会社であること。

③株式の種類が 1 種類であること。

④地代、使用料(royalty)、配当金(dividends)、利子収入、確定年金(annuity)の合計が農場の総収入の 20 %を越えないこと。

⑤金融資産、投資の 75 %以上を保有している株主は農家であること、および株の過半数を保有している株主は、農場に居住または農場運営に積極的に参加していること。

⑥会社の直接、または間接に所有している農地の権利が 1500 エーカーを越えないこと。

⑦他の許可を受けた農業会社の株主で、その所有する農地の権利と当該の会社の権利の合計が 1500 エーカーを超える人が株主とならないこと。

・ 家族農業パートナーシップ・・・農場経営および農地所有を目的に形成された有限パートナーシップで、パートナーシップの権利の過半数が 3 親等以内の同族またはその配偶者、もしくはこれらの同族が持分を有する家族農場トラストの受益人であること。同族のうち少なくとも 1 人が農場に居住または農場運営に積極的に参加し、パートナーに会社を含まないこと。農地は同族の間で保有され、有限パートナーシップへ移転する場合には、5 年以上保有した後でなければならない。家族農業パートナーシップは、パートナーシップの権利の遺贈によってその資格を失わない。

・ 認定農業パートナーシップ

有限パートナーシップのうち、次の条件を満たしているもの。

①州務長官から証明書を受けているまたはカウンティの登記所に登録されており農場経営および農地所有をその事業目的にしていること。

②パートナーが 5 人以内であること。

③財産権(estate)を除く、全てのパートナーが自然人、もしくは家族農業トラストであること。

④地代、使用料(royalty)、配当金(dividends)、利子収入、確定年金(annuity)の合計が農場の総収入の 20 %を越えないこと。

⑤パートナーシップの土地資産の権利の 51 %以上をゼネラル・パートナーが保有し、農場に居住しているか、もしくは 1500 エーカー以下の認可有限パートナーシップのゼネラル・パートナーとして積極的に参加していること。

- ⑥有限パートナーは、農場の運営や管理に参加しないこと。
- ⑦直接にも間接にも、州内に 1500 エーカー以上の農地の権利を所有しないこと。
- ⑧他の認定農業パートナーシップの有限パートナーは、その所有する農地の権利と当該パートナーシップとの権利の合計が 1500 エーカーを超える有限パートナーとなってはならない。

・家族農業有限責任会社・・・農場経営および農地所有を目的に形成された有限責任会社で、構成員持分の過半数が 3 親等以内の同族またはその配偶者、もしくはこれらの同族が持分を有する家族農場トラストの受益人であること。同族のうち少なくとも 1 人が農場に居住または農場運営に積極的に参加し、構成員に会社を含まないこと。農地は同族の間で保有され、有限責任会社へ移転する場合には、5 年以上保有した後でなければならない。家族農業有限責任会社は、構成員持分の権利の遺贈によってその資格を失わない。

・認定農業有限責任会社

有限責任会社のうち、次の条件を満たしているもの。

- ①構成員が 5 人以内であること。
- ②財産権(estate)を除く、全ての構成員が自然人、もしくは家族農業トラストであること。
- ③構成員持分の種類が 1 種類であること。
- ④地代、使用料(royalty)、配当金(dividends)、利子収入、確定年金(annuity)の合計が農場の総収入の 20 %を越えないこと。
- ⑤有限責任会社の支配権および財務権の 51 %以上を保有する構成員は、農場に居住するか、農業生産に積極的に参加していること。
- ⑥直接にも間接にも、州内に 1500 エーカー以上の農地の権利を所有しないこと。
- ⑦他の認定農業有限会社の構成員は、その所有する農地の権利と当該認定農業有限会社との権利の合計が 1500 エーカーを超える構成員となってはならない。

・実験・研究目的で運営されている農場・・・実験ないし研究のために、会社、有限パートナーシップ、年金・投資基金、有限責任会社が所有もしくは経営している農地。ただし、その農場からの売り上げがその目的からすると付随的な場合に限る。

・育成農場 (breeding stock farm)・・・農業者への再販売のための家畜(胎児も含む)生産、もしくは種子、野生稲(wild rice)、種苗、芝の栽培を目的にして、会社、有限パートナーシップ、有限責任会社により運営されている農場。搾乳牛を除く家畜を飼養する場合、次の条件を満たさなければ、認定畜産会社とみなされない。

- ①すべての去勢動物(castrated animals)を育成用もしくはと殺用に販売する場合には、育成を行なっている会社が直接・間接的に所有している会社に販売してはならない。
- ②農務長官に対して毎年総生産と販売額を報告すること。

・宗教農場・・・唯一の収入が農業によりもたらされる、宗教目的で当初形成された農場。

・ユーティリティ設備会社・・・公益事業または発電，送電組合(transmission cooperative)で 1974 年州法 216B の規制を受ける会社。これらの会社が所有する土地は，上記規制で定められた方法で利用するかもしくは，家族農場，家族農業会社，家族農業トラスト，家族農業パートナーシップ，家族農業有限責任会社へのリースを除き，農業を行ってはならない。

・開発会社 (development organization)・・・会社，有限パートナーシップ，有限責任会社，年金・投資基金で農地に対して非農業的利用に関心を有する会社。こうした事業体により取得された土地は，非農業地域に区分され，自治体(incorporate)の区域内に所在している場合には，その事業体が，購入から 6 年以内に非農業目的で利用する文書による計画をもっている場合にのみ購入が許される。このような土地は，非農業の事業の運営に必要な面積だけ保有することができる。非農業の利用について未決の場合は，農業を行うことに制限を受けない事業体（家族農場，家族農業会社，家族農業トラスト，認定農業会社，認定畜産会社，家族農業パートナーシップ，認定農業パートナーシップ，家族農業有限責任会社）にリースする場合を除き，農業を行うことはできない。

・非営利会社・・・州法もしくは連邦法により免税が認められた会社で，非農業用途のために土地を使用するか，もしくは農地リースが法的に認められた下記の事業体に貸し付けることができる。すなわち，家族農場，家族農業会社，認定農業会社，認定畜産会社，家族農業有限責任会社，家族農業トラスト，認定農業有限責任会社，家族農業パートナーシップ，認定農業パートナーシップ。

・免除される土地 (exempt land)・・・合法的に農地を取得したが，後のミネソタのコーポレートファーマーミング法の修正で，農地の所有を禁じられた，会社，年金・投資基金，有限パートナーシップ，トラストは，修正法の拘束を受けない(grandfathered)。

一会社が，1973 年 5 月 20 日以前に所有もしくはリースした農地。

一年金・投資基金が，1981 年 5 月 12 日以前に所有もしくはリースした農地。

一有限パートナーシップが，1988 年 5 月 1 日以前に所有もしくはリースした農地。

一トラストが，州法 2000 の第 477 条施行以前に所有もしくはリースした農地。

これらの会社，年金・投資基金，有限パートナーシップ，トラストはまた，5 年ごとに，以前の制限で許される保有の 20 %を超えない比率で農場の運営を拡大することができる。

また汚染を防止(control)する要請に答えるために必要な(土地の)購入も合理的な範囲内で許可される。

・贈与による土地 (gifted land)・・・教育，宗教，慈善の非営利会社，もしくは有限パートナーシップ，有限責任会社，年金・投資基金が，贈与により取得した土地。ただし，それらの土地は，その目的が上 2 つである場合を除き，10 年以内に処分しなければならない。

・負債の回収または先取特権の行使により取得された土地 (repossessed land)・・・会社，

有限パートナーシップ、有限責任会社、年金・投資基金によって、負債回収、先取特権行使により取得された土地。ただし、このようにして取得された土地は、5 年以内に処分されなければならない。またその間は法律で認められた事業体にリースする場合を除き、農地として利用することができない。なお、金融機関に関しては、農地を元の権利者にリースする場合に限って、権利取得後 10 年以内に処分しなければならない。

また家畜に対する権利が取得された場合には、その処分期限は 1 回の生産サイクルが終了するまでか、もしくは 18 ヶ月以内かのいずれか短い方の期間内に処分されなければならない。

・デミニマス・・・会社、年金・投資基金、有限責任会社、有限パートナーシップが直接・間接的に取得・所有・持分を有する農地面積が 40 エーカー以下でかつ、エーカー当たり 150 ドル未満の年間粗収益を農地のリースや生産から得る場合を指す。

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限：500.24-3 >

(a) 全ての会社、有限責任会社、年金・投資基金、トラスト、有限パートナーシップは、農業に従事できない。また、全ての会社、有限責任会社、年金・投資基金、トラスト、有限パートナーシップは、直接にも間接にも、農地の一切の権利について所有、取得、保持することができない。

[例外]

・担保として受け取った善意の土地負担。
・ゼネラル・パートナーシップ。
・家族経営、家族農業会社、家族農業トラスト、認定農業会社、認定畜産会社、家族農業パートナーシップ、認定農業パートナーシップ、家族農業有限責任会社、認定農業有限責任会社、試験研究農場、育成農場 (breeding stock farm)、養魚場、宗教団体農場、ユーティリティ設備会社、開発会社、年金基金ないし投資基金の土地、寄付された土地 (gifted land)、負債整理のための土地、非営利団体、下限面積以下の土地 (40 エーカー以下で年間粗収益 150 ドル以下)。

(b) 会社、年金基金、投資基金、トラスト、有限責任会社、有限パートナーシップで、上記の例外条件を満たさないもののうち、本条項の例外扱いを求めるものは、農業長官に対して請願を提出して、例外扱いを求めることができる。下記の条件を満たした場合には、農業長官はこれを認めることができる。

①例外を認めることが、本条項の意図と矛盾していない場合。

②請願を行なっている事業体が農業や地域経済に大きな影響を与えない場合。

農業長官は、例外扱いとした事業体に対して、これらの事業体が引き続き要件を満たしているかどうか、毎年審査を行なう。

(リース契約—保全農法保護条項：500.24-3a)

例外とされる事業体を除き、会社、年金・投資基金、有限パートナーシップ、有限責任会社は、リース契約を締結する場合、農地に対する意図的な損害を与えることを禁止し、保全農法を実施することを契約条件に加えなければならない。

(保全農法の保護：500.24-3b)

例外とされる事業体を除き、会社、年金・投資基金、有限パートナーシップ、有限責任会社は、意図的に保全農法を取らなかった場合、そしてこの保全農法に対して州政府の補助がなされている場合には、損害賠償を州農務長官に支払うものとする。

く会社その他の事業体の土地所有に対する届け出要件：500.24-4＞

(a) 農地（家禽生産のための土地も含む）についての権利を保有し、農務長官から免除扱いをもとめる、会社、年金・投資基金、有限パートナーシップ、有限責任会社と、家族農業トラストの代表者は、報告書を提出（毎年）すること。

[報告内容]

(1) 会社、年金・投資基金、有限パートナーシップ、有限責任会社の名称と設立住所、登録証明。

(2) 事業体の本社の場所、登録してある州内代理人の住所。外国の会社、有限パートナーシップ、有限責任会社である場合には、設立国におかれた本社の住所と登録証明。

(3) 州法の規定下にある、所有またはリースしている土地各々の面積と所在地。

(4) 10 %以上の株を所有している、重役、アドミニストレーター、ディレクター、受託人、パートナー、株主の氏名と、保有割合に関する記載。

(5) 農地において生産している、または生産しようとしている生産物。

(6) 最初に報告書を提出する際は、土地の権利書のコピーと、土地取得に関する例外規定に該当することを証明する証拠。

(7) 最初の報告と2回目の報告書を提出する際には、土壌・水保全区によって策定された保全計画、およびこの保全計画の遂行状況に関する報告。

・家族農業会社、認定農業会社、認定畜産会社、家族農業パートナーシップ、認定農業パートナーシップ、家族農業有限責任会社、認定農業有限責任会社、家族農業トラストの資格を得るための、追加の報告書。

[報告内容]

・農場に居住する、もしくは積極的に農業に従事している人、およびその3親等以内の同族により所有されている持ち分の数。

・各株主(パートナー)の氏名、住所、各株主により所有されている株の数、もしくはパートナーの持分。

・地代、使用料、配当金、利息、年金から得られる、総収入の比率に関する記述。

なお、これらの報告に関して農務長官が審査し、承認がなされない限り、農業生産を始めることはできない。

(b) 上記パラグラフ(a)に指定された情報を含む報告書は、毎年 4 月 15 日までに農務長官に提出しなければならない。報告提出を怠った場合には、500 ドルの罰金を課す。

(c) 上記の罰金に関しては、正当な理由がある場合、農務長官は減免することができる。

< 執行：500.24-5 >

会社、有限パートナーシップ、有限責任会社、トラスト、年金・投資基金において、上記の規則に違反したと信ずるに足る理由が存在する場合、州司法長官は、地区裁判所に対して法的措置を取る。違反の判決が出された場合には、5 年以内に当該の農地を処分しなければならない。 [詳細略]

[* 例外扱い事項において対応関係不明の項目]

・ 家族農業会社もしくは認定農業会社の所有者によって設立された年金基金または家族トラストによって取得された農地の権利、ただし、その所有者または株主の 1 人以上がそこに居住しているかもしくは実際に農業に従事している場合に限る。 [*]

・ 2,000 エーカー以上のアスパラガスが既に生産されている場合、1973 年 5 月 20 日以降に取得した土地との、リースと所有の合計が 2,700 エーカーを超えない場合。 [*]

・ 1978 年に州法により認定農業会社の定義が修正される前に、州法により定義されていた認定農業会社により所有またはリースされた土地。 [*]

・ 1985 年の人口が 18,000 人～19,000 人の郡にある、1985 年の人口が 900 人～1,000 人の都市に位置する看護施設(nursing home)により取得された土地。ただし、その土地が、送り主の存命中には売却されないとの予想のもとに、贈与された場合に限る。この除外規定は 1995 年 1 月 1 日まで有効である。 [*失効]

4. ミズーリ州

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限：350.015 >

- ・全ての会社は、農業に従事することができない。ただし、1975年9月28日以前にすでに農業を行っている会社は除く。
- ・全ての会社は、直接にも間接にも、州内の農地のあらゆる権利を所得、保持することができない。

[例外]

- (1)担保として受け取った善意の土地負担
- (2)家族農業会社、認定農業会社
- (3)1975年9月28日の時点で所有またはリースされている農地。ただし、5年の間に20%以下の割合で正常に拡大した追加の面積、および、汚染防止法の要求に従った面積も含む。
- (4)調査研究目的のみで運営されている農場。ただし、売り上げが、調査研究目的に比して僅かである場合に限る。
- (5)会社により運営されている農地のうち：
 - ・栽培されている種苗、野菜、穀物、果実が、販売目的ではなく、醸造、ワイン製造、蒸留目的のみの場合。
 - ・森林農耕地(forest cropland)
 - ・家禽、家禽の生産物、魚、きのこと農場の場合
 - ・家畜改良のために農業者に販売するための、登録された家畜の生産の場合
 - ・薬剤製造、化学加工、食品添加物(food additives)、それに関連する生産物のため坯原料の生産(販売目的でないこと)
- (6)乾燥アルファルファ、ただし、加工目的のみの場合に限る。
- (7)教育、宗教、慈善的な非営利会社、団体により取得された土地の権利
- (8)非農業目的での農地取得。ただし、その事業の運営に必要な面積に限る。非農業目的の使用が未決の場合は、その土地を農業に使用してはならない。ただし、家族農業経営、家族農業会社、認定農業会社にリースされた場合、あるいは連邦政府の計画への参加の一部としての会社により運営されている場合は除く。
- (9)負債の回収、先取特権の行使により取得された農地。ただし、保有できるのは10年以内。
- (10)選択的な育成(selective breeding)を通じて、ハイブリッド豚の品質向上のために企画された運営による、ハイブリッド豚の肥育。
- (11)遺言の管理者もしくは執行者としての銀行もしくはトラスト会社、もしくは家族農場または認定農業会社により形成されたトラストの受託人。しかし、その目的が収益を得るための農業資産への投資である場合や、トラストへの出資者に利益還元するためにトラストの資金で農地を購入する場合には、そのような行為を行なう銀行、トラスト会社は、

本法律の除外対象に含まれない。

(12) 1998 年時点で、§ 350.016 の要件を満たしている農地。

<養豚経営に関する特定カウンティの例外：350.016 >

・ § 350.015 の規定は、ミズーリ川の北側でかつキャリトン川の西側に位置し、人口 3500 人以上・7000 人以下で、同様の人口規模をもつ2つ以上のカウンティと接するようなカウンティにおいて養豚経営を行なっている会社、有限パートナーシップに対しては適用されない。 [本規定については、1993 年に下院で提案された別バージョンも存在するが、不一致が残されている模様。]

[定義：§ 350.010]

- ・ 農地・・・農業のために使用されている土地。
- ・ 農業・・・(a)農作物、(b)家畜および畜産製品、(c)家禽、(d)牛乳・乳製品、(e)果実、その他の園芸収穫物の生産。しかし、農産物の加工、農業サービスの請負分は含まない。
- ・ 認定農業会社
 - ①全ての株主が、財産権(estate)もしくは(撤廃可能であるか否かを問わない) トラストを除き、自然人であること。
 - ②農場の純収入の合計の3分の2が、農業による収入であること。
- ・ 家族農業会社
 - ①農場経営および農地所有を目的に設立されること。
 - ②株および株主の過半数が3親等以内の同族であること。
 - ③株主の少なくとも1人が農場に居住または農場運営に積極的に参加していること。
 - ④株主に、農場経営を禁じられている会社を含まないこと。
- ・ 定款または法律の中で権利を認めれている、合法的な事業の遂行のために必要かつ適切である場合を除き、会社は不動産を保有できない。全ての会社は、負債の回収により取得した不動産は保有できる、ただし、10 年間、もしくは一般法により規定されたそれより長い期間の間だけである。(憲法第 11 条 5) [*]

<会社その他の事業体の土地所有に対する届け出要件：§ 350.020 >

1. 農業を行っている、もしくは 1975 年 9 月 28 日以降、農業を新たに行おうとするすべての会社は、州農業省に下記の内容を含む報告書を提出しなければならない。

[報告内容]

- (1) 会社の名称、設立された場所。
- (2) 州内に登録した事務所の住所、および登録した代理人の氏名と住所。外国企業の場合には、設立された主要な事務所の場所。
- (3) 農業のための所有またはリースしている、土地の面積および所在地。

(4) 会社の責任者の氏名と住所

2. 家族農業会社、認定農業会社の資格を得たい会社は、さらに以下の情報も追加する。
 - (1) 農場に居住もしくは実際に農業に従事する人、およびその 3 親等以内の同族により所有されている株の数。
 - (2) 各株主の、氏名、住所、持ち株数。
 - (3) 農業以外からの純収入の割合。
3. 本セクションが定める報告を提出しない限り、農業を開始することはできない。
4. 家族農業会社を除く、州内で農業に従事する会社は、最初に提出した報告書に変更が生じた時、会社における運営権の所有が変化したとき、農業目的で使用するをやめたとき、売却したときは、報告する義務がある。
5. 所要の報告を行なわなかった場合、誤った情報を報告した場合は、軽犯罪として罰金 500 ドル以上 1000 ドル以下を課す。

< 農業協同組合会社による届け出要件：350.025 >

- ・ 農地を所有する全ての農業協同組合は、350.020 に定める届け出を行なうものとする。

< 法務長官による執行・処分：350.030 >

- ・ もしも本法律に違反すると法務長官が認める場合には、地区裁判所に訴えを起こす。裁判により違反が認められた場合には、2 年以内に当該農地を処分しなければならない。期限内に処分されない農地は、競売にかけられる。

< 経済的支援の対象外：350.040 >

- ・ (家族農業経営および家族農業会社を除き) 農業を行なっている会社もしくは協同組合に対しては、州政府による優遇税制、減免、補助金など財政的・経済的支援の対象にならない。ただし、本規定は農産物加工、食品加工施設には適用されない。

5. ネブラスカ州

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限>

- ・州外の会社（州法 § 76-407）
- ・州内の会社は、外国人が取締役の過半数を占めている場合、外国人が株の過半数を所有している場合、外国人がその会社の経営者となった場合は、外国人と同様の制限を受ける。（州法 § 76-407）
- ・会社またはシンジケートは、農場または牧場のために使用する不動産の権利を保持できないし、農場経営や牧場経営を行うこともできない。（憲法 XII-8）

[例外：憲法 XII-8]

- (A) 家族農場会社、または家族牧場会社
- (B) 非営利会社
- (C) ネブラスカ・インディアン族の会社
- (D) 本法施行（1982 年 11 月 29 日）以前に会社またはシンジケートにより購入された土地は、その会社、シンジケートが法的権利、受益権を保持する限りにおいて、あるいは汚染防止法のために必要と認められる限りにおいて、当該の土地は除外される。
- (E) 調査研究目的で運営されている農場もしくは牧場。ただし、売り上げが付随的なときに限る。
- (F) 家禽経営を目的とした会社によって利用される農地
- (G) アルファルファを生産するためにアルファルファ加工業者に対してリースされた土地
- (H) 種子、種苗、芝を栽培する目的で運営されている土地
- (I) 鉱物の権利
- (J) 会社あるいはシンジケートにより取得あるいはリースされた農地は、農場や牧場に利用してはならない。ただし、農地を取得、運営する権利のある事業体にリースする場合は除く。農地は、5 年以内に非農業用途に転用しなければならない。
- (K) 負債の回収により取得した土地もしくは土地の権利。これらの土地は、5 年以上保有してはならず、農地を取得、運営する権利がある事業体にリースする場合を除き、農場や牧場に利用してはならない。
- (L) 担保として受け取った善意の土地負担
- (M) 注文による噴霧、施肥、収穫作業
- (N) 家畜の先物契約（livestock futures contracts）および屠殺のために購入した家畜、もしくは 2 週間以内に再販売される家畜。

・家族農業（牧場）会社の要件を満たさなくなった会社は、50 年以内に再び要件を満たすようにするか、もしくはその資産を解消して個人所有に復帰すること。土地所有面積は再び家族農業（牧場）会社としての要件を満たすまで増加させることができない。

< 執行：憲法 XII-8 >

・ 州務長官 (Secretary of State) は、会社やシンジケートによる農地売買、農業 (牧場) 経営を監視し、違反と考えられる場合には法務長官に報告する。法務長官は違反があったと信ずるにたる理由があった場合には、地区裁判所に対して差し止めを行なうための法的手段をとる。裁判所は違反が認められた農地について、2 年以内の処分を命令する。2 年以内の処分がなされない場合には、裁判所は当該の土地を没収する。

・ もしも州務長官もしくは法務長官がその職務の遂行を怠った場合には、州民もしくは事業体は、地区裁判所に訴えて、本法の執行を求めなければならない。

・ 州議会は、追加的な一般法を定めることにより、本法律の意図に反すると思われる活動を規制するための法律を制定することができる。

[定義]

・ 会社

アメリカ各州法ないし他国の法律に基づいて組織された会社であり、会社がパートナーとなっているパートナーシップを含む。

・ 農業および牧畜

① 作物、果実その他の園芸作物を生産するために土地を耕作すること。もしくは② 家畜や畜産物の生産のために動物を所有、保持または飼養すること。

・ シンジケート

国内外の法律に基づいて組織される有限パートナーシップを指すが、パートナーが次に規定する家族経営の一員か、家族経営の利益を代位するために設立されたトラストである場合は除く。この場合の家族経営とは、4 親等までの同族によるものを指し、少なくとも 1 人が農場に居住または農場 (牧場) の日々の労働、経営管理に積極的に従事していること。また家族員の中には州外居住の外国人は含まれてはならない。またゼネラル・パートナーシップは含まれない。

・ 家族農業 (牧場) 会社

① 農業 (牧場) を運営または農地の所有を基礎にしていること

② 株の過半数を家族、または家族のためのトラストが保有していること。

③ 家族は 4 親等までの同族を指し、少なくとも 1 人が農場に居住または農場 (牧場) の日々の労働、経営管理に積極的に従事していること。

④ 州外居住の外国人や、会社およびパートナーシップ (その株主やパートナーがその農場 (牧場) の家族と同族である場合は除く) が株主とならないこと。

< トラストによる土地所有：州法 § 76-1515 >

・ トラストは、直接にも間接にも、州内の農地を取得、もしくは保持、リースすることができない。

[例外]

・ 家族トラスト、認定トラスト、遺言トラスト。

・ 担保として受け取った善意の土地負担。

- ・調査研究目的に取得された土地、ただし、その商業的な売上が、調査によりできたものの売上の 25 %を越えないこと。
- ・家族トラスト、認定トラスト、遺言トラストの受託人としてトラスト会社や銀行により取得された土地。
- ・1981 年 8 月 30 日現在トラストにより保有またはリースされている土地は、そのトラストがその土地を継続して保有またはリースする限りにおいて。
- ・非農業で即座に使用される目的で取得された土地。
- ・州当局により保有されている土地。

<執行：州法 § 76-1516 >

- ・上記の規定に違反したと認められた場合には、5 万ドル以下の罰金を科す。また違反と認定された後、1 年以内に当該の土地を処分する。

[定義]

- ・農地・・・農業を行うのに適した土地。(州法 § 76-1508)
- ・農業・・・農業収穫物、家禽、卵、牛乳、果実、その他の園芸収穫物、放牧、家畜の生産を行うこと。ただし、材木、森林生産物、種苗、芝の生産、および農業サービスを請け負っている分は含まない。(州法 § 76-1509)
- ・認定トラスト (州法 § 76-1513)
家族トラストの要件を満たさないトラストのうち
 - ①受益人が 25 人以下であること
 - ②全ての受益人が、受託人として活動しない自然人であること
 - ③その収入が連邦もしくは州の課税を受けること。ただし、免税措置を受けている場合を除く。
- ・家族トラスト (州法 § 76-1512)
 - ①トラストの過半数、および受益人の過半数を同族もしくはその受託人によって占められていること
 - ②全ての受益人が、受託人として活動しない自然人であること

6. オクラホマ州

○オクラホマ州憲法第 22 条 2 項：会社—不動産の購入，取得，売買

自治体区域外に存在する土地に関する会社の購入，取得，売買，取扱いの禁止。[詳細略]

○オクラホマ州法

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限：憲法第 22 条 2，州法 § 18-1020 >

- ・会社は，州内のいかなる不動産も所有，保有，取得できない。

[例外]

- ・自治体域内の土地，もしくはその自治体に追加される土地。
- ・事業を行う上で必要かつ適切であるような不動産。
- ・自然人の利益のための明示のトラストまたは遺言トラストの受託人として，無償の権利 (naked title) を保有しているトラスト会社。
- ・ローンや負債の担保として保有されている抵当権。
- ・抵当や負債の回収により取得された不動産。ただし取得から 7 年以内に処理すること。
- ・合法的に不動産を持つことのできる会社に売却またはリースするために取得した不動産。
- ・宗教，教育，慈善会社の課税資産。

<会社その他の事業体の土地所有に対する届け出要件：§ 18-1020 (F) >

・毎年 4 月 1 日までに，不動産を保有している全ての会社は，保有している不動産が所在している各カウンティ事務所に報告書を提出すること。

[報告内容]

- ・資産についての法的な記述（住所，取得日等）
- ・その資産の最新の評価額
- ・取得の目的および方法

・カウンティ事務所は，州監査人が定める様式に従って，各報告を記録として永久保管する。

・報告が提出されてから，30 日以内にカウンティ事務所は，各カウンティの地区法務官 (district attorney) にコピーを提出する。

<罰則：§ 18-1020 (G) >

・本法律に違反して、不動産を保有している会社に対しては、「オクラホマ一般会社法」が命令する罰則とは別に、不法に保持している不動産に関して下記に定める一定割合額を毎年罰金として支払う。

a.初年目に関しては、不法に保持した不動産評価額の 1 %； b.2 年目に関しては、2 %； c.3 年目に関しては 3 %； d.4 年目に関しては 4 %； e.5 年目に関しては 5 %； f.6 年目に関しては 6 %； g.それ以降の年に関しては 6 %。

<会社等の農場・牧場目的の土地所有に対する制限： § 18-955 >

A. 会社もしくは他の事業体は、次に定める例外を除いて、農業や牧畜に従事してはならず、また州内のいかなる不動産も農業や牧畜に利用することを目的として所有、保有、取得できない。

[例外]

①自然人およびそうした個人が有する土地。

②トラストの受託人で下記の場合。

- a. 各受益人は、個人もしくは本サブパラグラフで規定される①から⑤の事業体であること。
- b. 受益人が 10 名以下であること。10 名を超える受益人が同族である場合にはこの限りではない。
- c. トラストの年間粗所得の 65 %以上が農業もしくは牧畜、あるいは他者に認めた採鉱から得られなければならない。単年度でこの基準が満たせない場合には、過去 5 年間の実績により基準を満たすことも許容される。

③会社（§ 951-954 で規定される、もしくは他の法律で認められるもの）

④パートナーシップもしくは有限パートナーシップで、下記の場合。

- a. 各パートナーは、個人もしくは本サブパラグラフで規定される①から⑤の事業体であること。
- b. パートナーが 10 名以下であること。10 名を超えるパートナーが同族である場合にはこの限りではない。
- c. パートナーシップの年間粗所得の 65 %以上が農業もしくは牧畜、あるいは他者に認めた採鉱から得られなければならない。単年度でこの基準が満たせない場合には、過去 5 年間の実績により基準を満たすことも許容される。

⑤有限責任会社で下記の場合。

- a. 各構成員は、個人もしくは本サブパラグラフで規定される①から⑤の事業体であること。
- b. 構成員が 30 名以下であること。30 名を超える構成員が同族である場合にはこの限りではない。
- c. 有限責任会社の年間粗所得の 65 %以上が農業もしくは牧畜、あるいは他者に認め

た採鉱から得られなければならない。単年度でこの基準が満たせない場合には、過去5年間の実績により基準を満たすことも許容される。

(罰則)

B. 農業・牧畜に従事する会社、トラスト、パートナーシップ、有限パートナーシップ、有限責任会社等の事業体で、上記の規定に違反した場合には、500ドル以下の罰金を課す。

(適用)

C. 本規定は、1978年6月1日以前に取得された農地には適用されない。

<農地処分の手続き：§ 18-956>

A. 本法律に違反して取得されている農地に関して、当該農地が位置しているカウンティ内の住民は、地区裁判所に対して法的な訴えを起こすことができる。法的に違反が認められた場合には、全ての裁判費用は被告が負担する。ただし弁護士費用は原告が負担する。また判決が原告敗訴に終わった場合には、全ての裁判費用、弁護士費用は原告が負担する。

B. 違反が認められた農地に関しては、裁判所で指定された期間内に処分しなければならない。

<例外：§ 18-954>

§ 18-951 以下の規定（会社設立）は、国内企業と外国企業を問わず、下記の条件を満たす会社に適用されない。

- ・ 食品缶詰業、食品加工業、冷凍食品業を営む会社が、その目的のために食物を生産する限りにおいて（§ 18-953(c)）。
- ・ 研究や飼料配合 (feed arrangement) に従事する会社がその事業の範囲において。
- ・ 家畜や家禽の肥育に従事する会社がその事業の範囲において。
- ・ 林業に従事する会社もしくは、その事業目的が慈善である会社。
- ・ 現在、生乳加工を行なう会社もしくは、生乳加工会社へのリース（§ 18-954 (7)）。
- ・ 会社、パートナーシップ、有限責任会社などで、種苗を生産する事業体（§ 18-954.1）。

<州政府による監督>

- ・ 州務長官は、州農務長官に対して、農業ないし牧畜業を営んでいる事業体、農地を所有もしくはリースしている事業体に関して、少なくとも毎週報告する（§ 18-951(B)）。
- ・ 州農業委員会（State Board of Agriculture）は、本法律の執行が必要と考えられる場合には、法的な手続きを開始する（§ 18-952(D)）。

7. ノースダコタ州

<定義：10-06.1-01>

1.「農業・牧畜」とは、農作物の栽培，家畜の飼養，畜産物の生産，家禽飼養および家禽産物の生産，酪農および酪農製品の生産，果実・園芸作物の生産を指す。ただし，木材や林産物の生産は含まれない。また農産物の加工・流通，資材販売，収穫や他の農業サービス提供事業は含まれない。

2.「農業・牧畜会社」とは、農業や牧畜を営む会社，株式会社，もしくは団体で，常に本法の規定を遵守しているものを指す。

3.「農業・牧畜有限責任会社」とは、農業や牧畜を営む有限責任会社であり，常に本法の規定を遵守しているものを指す。

4.「非営利団体」とは、免税待遇を有し，Internal Revenue Code における次のセクションの少なくともひとつを満たす団体もしくはトラストである。[詳細略]

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限>

・別途定める例外を除き，会社および有限責任会社は農場または牧場として使用する目的で土地を所有できない。また農場または牧場を営むこともできない。(10-06.1-02)。

・会社および有限責任会社は，本法を満たした場合のみ，農場または牧場を営むパートナーシップのパートナーになることができる。(10-06.1-02)。

[例外]

・協同組合のうち，その構成員または株主の 75 %が，実際に農場または牧場に居住し農業または牧場に従事する人，もしくは家計の主要な部分を農場経営または牧場経営に依存している従事者。(10-06.1-08)

・州内の会社もしくは有限責任会社のうち，以下の要件全てを満たすもの：(10-06.1-12)

①株主数が 15 人を超えない。有限責任会社の場合には，構成員が 15 人を超えない。

②全ての株主が親戚である。

③株主または構成員は，個人もしくは次のいずれかでなければならない。

a)会社の株主と親族関係を有する，もしくは本法で規定する範囲内の親族である有限責任会社の構成員と親族関係を有する，個人あるいはグループのためのトラスト

b)会社の株主と親族関係を有する，もしくは本法で規定する範囲内の親族である有限責任会社の構成員と親族関係を有した，個人の子孫の有する資産

④個々の株主が個人，個人あるいは同族の個人のトラスト，株主と同族であった故人の資産のいずれかであること。ただし，トラスト，資産の受益者その他の株主の合計が 15 人を超えた場合は，トラスト，資産ともに株主にはなれない。

⑤株主である個人それぞれが合衆国市民もしくは永住外国人であること。

⑥会社の場合には，理事または取締役は，積極的に農業に従事する株主でなければならない。また株主の最低 1 名は，農場または牧場に居住するか運営に従事すること。有限責任

会社の場合には、有限責任会社の取締役もしくは経営者は積極的に農業に従事しなければならない。また構成員の最低1名は農場または牧場に居住するか運営に従事すること。

⑦その会社の過去5年間の平均総所得の少なくとも65%以上が農場経営、もしくは牧場経営からもたらされていること。

⑧農業以外の地代、使用料、配当金、利息、年金などの会社の収入が、その会社もしくは有限責任会社の総収入の20%を超えないこと。

・例外要件を満たした会社においても、州の会社法のすべての条項に従うものとする。[*]

(罰則：10-06.1-24 (5))

・どの会社も、負債の回収、先取特権の行使により、負債の担保として農場用地もしくは牧場用地を取得できる。しかし、通常その取得が違法である場合は、取得から3年以内に処分しなければならない。それまでの期間は、実際に農場または牧場に従事し、また制定法によりその権利を有している人にリースされなければならない。[罰則については、この他も含めて10項目が挙げられている]

(非営利団体・トラスト：10-06.1-09)

・非営利団体は、農場または牧場に従事する資格のある事業体にリースするという条件で農場用地または牧場用地を所有またはリースできる。

・個人または同族の個人のグループの受益権のためのトラストは、農場または牧場に従事する資格のある事業体にリースするという条件で農場用地または牧場用地を所有またはリースできる。

・1983年1月1日の時点ですでに農場または牧場に実際に従事している場合は、非営利団体は、その団体の慈善的な目的を満たす範囲内で、農場または牧場の事業に従事し続けることができる。

・1983年1月1日の時点ですでに、歴史的、建築学的、環境に意義のある土地の保存のために農場または牧場用地を所有している非営利団体は、引き続き所有できる。

(非営利団体による保全のための土地所有：10-06.1-10)

・上記にあげた条件を満たしていない非営利団体は、以下の条件を満たした場合に限り農場または牧場用地を取得できる。

・1985年1月1日以前に、州内で設立され、州内で事業を行う許可を得ていること。公法第99-294号のもとで設立された非営利団体は、12,000 エーカー以上の土地を取得してはならない。

・その土地が自然地域(natural areas)および地域の植物相または動物相(biotas)のための生息地を保全する目的のみで利用されること。

a. 土地については、地域の植物相または動物相(biotas)を維持するよう管理しなければならない。

b. 土地の農業的利用は保全的利用に沿ったものでなければならず、個人やパートナー、あるいは農業・牧畜業に従事する資格のある事業体に担われなければならない。

c. 土地の一部を狩猟用に開放する場合には、一般市民に利用可能としなければならない

ない。

d. 雑草や病害虫管理に関して州の法律を遵守しなければならない。

e. 土地の一部に関して課税される場合には、一般の土地として課税評価がなされる。

f. 上記 e.の規定における課税評価法は、州内の他の課税評価と同等の評価法によるものとする。毎年 6 月 30 日以前にカウンティの税務官は課税内容について非営利団体に通告するものとする。

・本件の目的のための非営利団体による土地取得に関しては、州知事が認可を与えること。土地取得を希望する非営利団体はまず計画案を州農業長官に申請すること。農業長官は関係機関・団体の意見および公聴会に基づいて決定を行なう。

・本規定のもとで取得された土地は、連邦政府およびその関連機関に譲渡されることはない。

・所有する資格を失った場合は、5 年以内にその土地を処分すること。

(非営利団体所有地の処分：10-06.1-11)

・1984 年 12 月 31 日以降に贈与または遺贈により土地を取得した非営利会社は、上記の条件では所有権が認められない場合は、取得から 10 年以内に土地を処分しなければならない。ただし、権利書 (fee title) が担保として保有されている場合、もしくは権利書が即保有権につながらない場合は除く。

(農業会社への転換：10-06.1-04)

・10-19.1 のもとで形成された会社は、定款を修正することにより農業会社に変更することができる。その修正は、その会社が 10-06 を満たすことに言及しなければならない。[農業会社から一般会社への転換手続きにも言及]

(有限責任農業会社への転換：10-06.1-05)

・10-32 のもとで形成された有限責任会社は、定款を修正することにより有限責任農業会社に変更することができる。その修正は、その会社が 10-06 を満たすことに言及しなければならない。[有限責任農業会社から一般の有限責任会社への転換手続きにも言及]

(石炭採掘会社における例外：10-06.1-06)

・石炭の採鉱 (surface mining) に従事している会社は、その事業に必要な分だけ農業または牧場として利用するために土地を所有またはリースできる。これらの土地は、採鉱の運営に必要でなくなった場合は処分されなければならない。

(他産業利用における例外：10-06.1-07)

・農場や牧場に従事していない会社は、その会社の事業やその産業の目的に必要な場合は、その土地をリースしたり所有したりすることができる。その農業または牧場用地が、その会社の目的のために即座に利用されないならば、その土地は農業や牧場に従事している個人もしくは本法で認められる事業体にリースされるものとする。

(会社その他の事業体の土地所有に対する届け出要件)

(1) 最初の報告書 (10-06.1-15)

農業または牧場会社、もしくは有限責任会社は、定款とともに最初に報告書を提出する。報告書には設立者によるサインが必要である。

[報告内容]

- ・会社もしくは有限責任会社の名称
- ・登録した事務所の住所および、登録した代理人の氏名および住所
- ・各株主または構成員については：
 - ①会社の株主，構成員各々の氏名と住所。
 - ②所有株数，構成割合，構成員の出資比率。
 - ③株主や構成員同士の続柄
 - ④株主や構成員が合衆国市民もしくは永住外国人であるかどうかについての記述
 - ⑤株主や構成員のそれぞれについて，実際に農場または牧場に従事しているかどうか，また農場または牧場に居住しているかどうか，さらに主な収入源として農業や牧畜に依存しているかどうか。
 - ⑥会社の場合には，経営者と取締役員の氏名と住所。
 - ⑦有限責任会社の場合には，経営者と役員の氏名と住所。
- ・その会社もしくは有限責任会社により所有またはリースされ，農場または牧場として使用されている，州内の全ての土地についての，面積および所在地の記述

(2) 毎年提出する報告書 (10-06.1-17)

1981 年 6 月 30 日以降に農業あるいは牧場に従事する会社，および農業あるいは牧場に従事するすべての有限責任会社は，毎年 4 月 16 日までに報告書を提出する。報告書には，前年に関する以下の内容を含むものとする。

[報告内容]

- ・会社の名称
- ・登録した事務所の住所および，登録した代理人の氏名および住所
- ・各会社に関する情報：
 - ①発行できる株式総数，株式の種類，株式の額面価格，額面価格のない株式があればその種類。
 - ②発行済みの株式数，種類毎の内訳，額面，額面のないものについてはその種類。
- ・各株主もしくは構成員に関する情報：
 - ①会社の株主，構成員各々の氏名と住所。
 - ②所有株数，構成割合，構成員の出資比率。
 - ③株主や構成員同士の続柄
 - ④株主や構成員が合衆国市民もしくは永住外国人であるかどうかについての記述
 - ⑤少なくとも 1 名の株主もしくは構成員が，実際に農場または牧場に従事しているか

どうか。

・ 経営に関する情報：

①会社の場合には、経営者と取締役員の氏名と住所。

②有限責任会社の場合には、経営者と役員の氏名と住所。

・ 州内に所有またはリースされ、農業または牧場に利用されている全ての土地の面積と所在地。

・ 過去 5 年間（5 年以下の場合には設立以降の各年）において農業もしくは牧畜から得られた収入の総収入に対する比率。

・ 非農業の地代、利用料、配当金、利息、年金などから得られる過去 1 年間の収入の総収入に対する比率。

・ 毎年の報告書の提出を提出できなかった会社には、セクション 10-19.1-147 で規定される罰則が課せられる。

・ 毎年の報告書の提出を提出できなかった有限責任会社には、セクション 10-32-149 のサブセクション 5 および 6 で規定される罰則が課せられる。

・ 会社の株数およびその配分について、もしくは、会社により農場または牧場として利用されている面積の内の権利の配分について。それらは、実際に農場または牧場に居住し農業または牧場に従事している人か、その親戚により所有されなければならない。[*]

(株式および構成員持分の譲渡記録：10-06.1-16)

1981 年 6 月 30 日以降、農業もしくは牧畜のために土地を所有もしくはリースする会社は、会社の株式や持分（interest）の譲渡に関する記録を作成しなければならない。[有限責任会社に関しても同様の規定あり。]

(農業および牧畜に従事しない会社もしくは有限責任会社による報告：10-06.1-18)

農業および牧畜に従事しない会社もしくは有限会社で、20 エーカー以上の土地を所有もしくはリースする場合には、購入、リース等がなされた 12 ヶ月以内に州司法長官に報告しなければならない。[報告内容省略]

(情報開示、一部の団体のみに適用される規定：10-06.1-19) [略]

(報告義務に対する違反と罰則：10-06.1-20) [略]

(違反事項の州務長官による知事等への報告：10-06.1-21)

[略]

(税務署による報告の調査：10-06.1-22) [略]

(州司法長官による抜きうち検査：10-06.1-23) [略]

(執行および罰則：10-06.1-24) [略]

(私的執行：10-06.1-25) [略]

(少数株主の保護：10-06.1-26) [略]

(少数構成員の保護：10-06.1-27) [略]

8. サウスダコタ州

サウスダコタ州憲法（1998年修正条項E）における規定

＜会社その他の事業体の土地所有に対する制限＞

・会社およびシンジケートは、農業に従事したり、直接にも間接にも、農業に利用されているまたは利用できる土地に関するあらゆる権利を、所有、取得、保有できない。（憲法 XVII-21）

〔例外〕（憲法 XVII-22）

(1) 家族農業会社もしくはシンジケート

(2) 国内各州の法律に基づいて組織された協同組合によって取得、リース、所有されている農地。ただし、協同組合の株式や持分の過半数が自然人である構成員、家族農業会社やシンジケートによって所有されている場合。

(3) 州の法律のもとで設立された非営利会社

(4) 本修正条項の承認（1998年11月3日）以前から会社もしくはシンジケートによって所有もしくはリースされている農地。ただし、これらの農地が継続的に同一の会社やシンジケートによって所有もしくはリースされている場合に限る。

(5) 本修正条項の承認（1998年11月3日）以前から会社もしくはシンジケートによって所有もしくはリースされている家畜。ただし、家畜生産に関する会社もしくはシンジケートとの契約が本修正条項承認以前に締結され、それ以降も有効な契約とされている場合に限る。

(6) 調査研究目的で運営されている農場。ただし、その農場からめ売り上げが、その目的に付随的であること。

(7) アルファルファ生産のためにアルファルファ加工会社がリースする土地。

(8) 種子、種苗、芝を栽培する目的で、会社により運営されている土地。

(9) 農地に存在する鉱物への権利。

(10) 会社もしくはシンジケートによる、即座にもしくは潜在的(potential)な非農業的利用のための農地で、取得後5年以内の農地。その土地は、当該の非農業事業の運営に必要な面積だけ保有できるものとする。非農業利用のための土地開発が未決状態にある場合には、農業に従事する資格を持つ事業体（家族農業会社、家族農業シンジケート、あるいは会社やシンジケートではない農場）にリースする場合を除き、農業に利用してはならない。

(11) 負債の回収、または先取特権の行使により、会社もしくはシンジケートによって取得された土地。ただし、取得から5年以内に、農地を保有する資格のある事業体に、その全ての土地を処分しなければならない。また、その5年間に、家族農場会社、家族農場シンジケート、会社やシンジケートではない農場へのリースを除き、農業に使用してはならない。同様に取得した家畜に関しては、6ヶ月以内に処分しなければならない。

(12) 州政府、もしくは個人・会社・シンジケートの被信託者の資格を政府から認められた銀行。

(13)担保として受け取った善意の土地負担

(14)注文による噴霧、施肥、収穫作業。

(15)家畜の先物取引およびと畜のために購入した家畜、もしくは2州間以内に再販売される家畜。

[定義] (各セクションの該当部分から抜き書き)

・会社…米国内外の法律に基づいて設立されたあらゆる種類の会社を指す。(XVII-21)

・シンジケート…米国内外の法律に基づいて設立された、有限パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、ビジネストラスト、有限責任会社を指す。シンジケートには、非家族経営農業シンジケートか非家族経営農業会社がパートナーとなっている場合を除き、ゼネラル・パートナーシップは含まない。(XVII-21)

・農業…農作物、果樹その他の園芸作物を生産するために土地を耕作すること、また家畜ないし畜産物を所有、管理、飼育することを指す。(XVII-21)

・家族農業会社もしくはシンジケート (XVII-22 (1))

①農業運営および農地の所有を目的に設立されていること

②株や持分の過半数を4親等以内の同族、もしくは同族の構成員の利益を代位するトラストが保有していること

③家族のうち少なくとも1人が農場に居住または農場運営を積極的に行っていること、もしくは農場に居住または農場運営を積極的に行ったことがあること

④株主や構成員には州外居住の外国人や他の会社やシンジケートになることはできない(すべての株主や構成員が4親等以内の同族である場合は除く)。

・家族農業会社もしくは家族農業シンジケートがその条件を満たさなくなった場合には、20年間の猶予が与えられ、その間に再び要件を満たすようにするか、もしくはその資産を解消して個人所有に復帰すること。土地所有面積は再び要件を満たすまで増加させることができない。(XVII-23)

<会社その他の事業体の土地所有に対する届け出要件：XVII-24>

・州内において農業に従事、もしくは農業を行おうとする会社もしくはシンジケートは、州務長官の定める規則に従って、州務長官に報告書を提出すること。

・農業を行おうとする会社は、州事務所が報告書を承認しなければ農業を行えない。[*]

・農業に従事する会社もしくはシンジケートは、毎年報告書を提出すること。

・州務長官は提出される報告書を監視し、違反が認められる場合には法務長官に通告する。市民が違反を認めた場合も法務長官に通告する。

・違反が認められた場合には、法務長官は法的な措置をとる。裁判所において違反と認定された場合には、土地については2年以内に、家畜については6ヶ月以内に処分されなければならない。2年以内の処分がなされない場合には、裁判所は当該の土地を没収する。

・もしも州務長官がその職務の遂行を怠った場合には、州民は、巡回裁判所に訴えて、本法の執行を求める権利がある。

ノースダコタ州法（47-9A）における規定

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限>

・会社は、国内企業と外国企業を問わず、別途定める例外を除いて、農業に従事したり、直接にも間接にも、農業に利用されているまたは利用できる土地に関するあらゆる権利を、所有、取得、保有できない。また有限責任会社も、農業に従事したり、直接にも間接にも、農業に利用されているまたは利用できる土地に関するあらゆる権利を、所有、取得、保有できない。 (47-9A-1, 47-9A-3)

また家族農業会社以外の会社は養豚の集約的飼養施設を所有、経営してはならない (47-9A-13.1)。

[例外]

・銀行およびトラスト会社。ただし、退職(retirement)トラスト、年金トラスト、利益分配トラスト、株式・債券トラスト、その他のトラストからの資産により形成された、プールされた投資基金を通じての購入はできない。(47-9A-4)

・1974年7月1日以前に会社により所有またはリースされている土地。それには、どの5年間においても、20%を越えない比率での、通常の所有の拡大分、および、汚染防止法遵守のために必要な追加面積も含む。(47-9A-5)

・担保として受け取った善意の土地負担。(47-9A-6)

・負債の回収、または先取特権の行使により取得した土地。ただし、取得から10年以内に、農地を保有する資格のある事業体に、その全ての土地を処分しなければならない。また、その10年間に、家族農場、家族農場会社、許可を受けた農業会社へのリースを除き、農業に使用してはならない。(47-9A-7)

・家族農業会社および許可を受けた農業会社。(47-9A-13)

・非営利会社への農地の贈与。(47-9A-8)

・調査研究目的で運営されている農場。ただし、その農場からの売り上げが、その目的に付随的であること。(47-9A-9)

・農業者への家畜の再販売を目的に家畜を肥育する目的、または種子、種苗、芝を栽培する目的で、会社により運営されている土地。(47-9A-10, 47-9A-11)

・非農業目的の即座にもしくは潜在的(potential)な利用のための農地の取得。その土地は、その非農業の事業の運営に必要な面積だけ保有できるものとする。非農業の利用を目的に、土地の開発が未決であるときは、制定法により農業に従事する資格を持つ事業体にリースする場合を除き、農業に利用してはならない。(47-9A-12)

・連邦政府の1968年新コミュニティ法(New Community Act of 1968)に参加している会社。(47-9A-12)

・食用の果実、野菜、きのこ類の耕作。ただし、それが温室、その他の(ほぼ)囲まれた構造物の中で栽培される場合に限る。(47-9A-3.1)

・鶏肉、鶏卵生産用の家禽関連施設。(47-9A-3.2)

< 執行：47-9A-21, 47-9A-22 >

・州法務長官が本法律に違反していると認めた場合には，裁判所に対して法的措置を開始する。違反と裁定された場合には，5 年以内に関連する土地を処分しなければならない。期限内に処分がなされない場合には，裁判所の命令により競売にかけられる。

[定義]

・農地・・・農業を行う土地。(47-9A-5)
・農業・・・農業収穫物家畜，家禽，牛乳，果実，その他力園芸収穫物の生産のために使用するのに適した土地。材木，森林生産物の生産，および農業サービスを請け負った分は含まない。(47-9A-5)
・家族・・・1900 年以降に共通の両親から生まれた子孫。またその配偶者，連れ子，養子。いったん家族員と認められたならば，死別や離別によっても，本条項上は家族員とみなされる。

・家族農業会社 (47-9A-14)

(1) ①農業運営および農地の所有を目的に設立されていること。

②株の過半数を 3 親等以内の同族が保有していること。

③家族のうち少なくとも 1 人が農場に居住または農場運営を積極的に行っていること，もしくは農場に居住または農場運営を積極的に行っていること。

④会社が株主とならないこと。

(2) ①農業運営および農地の所有を目的に設立されていること。[*]

②株の過半数を，農場に居住し積極的に農場の運営を行っている家族農業者が保有していること。[*]

・家族農業会社は株の遺贈，贈与を，元の所有者の死亡によりその権利がある人に対して行ったことを理由にその資格を失うことはない。[*]

・認定農業会社 (47-9A-15)

①株主が 10 人以下であること

②株主が全て自然人もしくはその財産権 (estate) であること

③株の種類が 1 種類しかないこと

④地代，使用料 (royalty)，配当金 (dividends)，interest，annuities による収入が農場の総収入の 20 % を越えないこと

< 会社その他の事業体の土地所有に対する届け出要件：47-9A-16, -18, -19 >

・州内において農業に従事，もしくは農業を行おうとする会社は，報告書を提出すること。
・農業を行おうとする会社は，州務長官が報告書を承認しなければ農業を行えない。
・農業に従事する会社は，毎年州務長官に報告書を提出すること。

[報告内容]

・会社の名称および設立場所
・登記した事務所の住所および州内の登記した代理人の氏名及び住所
・会社により所有またはリースされている農地の面積および所在地

- ・会社の理事および取締役の氏名および住所

なお、家族農業会社、認定農業会社としての資格を得たい会社は、さらに以下の内容を追加すること。(47-9A-17)

[報告内容]

- ・農場に居住する者または実際に農業に従事する者およびその３親等以内の同族により所有される株数。
- ・株主各々の氏名，住所，持ち株数。
- ・地代，使用料，配当金，利息，年金から得られる収入の会社全体の租収入にしめる割合。

9. ウィスコンシン州

<会社その他の事業体の土地所有に対する制限： § 710.02(1), (2) >

・ 下記に該当するものは、州内において 640 エーカーを超える土地を直接・間接をとわず、取得できない。ただし、遺贈、相続、負債の回収により取得した土地は除く。

[制限]

- (a) 合衆国に住居を持たない外国人
- (b) 合衆国内の法律に基づいて設立されていない会社
- (c) 1.会社、有限責任会社、パートナーシップ、団体で自らの株式を 20 %以上保有している事業体。2.財産の 20 %以上を保有しているトラスト。ただし、下記の例外を除く。

[例外]

- (a) 適正な法手続のもとで遺贈、負債の回収により取得した土地。
- (b) 条約によって大規模な土地取得が保証されている外国政府の個人ないし関係者。
- (c) 鉄道会社およびパイプラインの会社
- (d) エネルギーの探査、エネルギー生産およびそれに関する土地の利用。
- (e) 製造業
- (f) 商業活動
- (g) 石油、天然ガス、石炭、頁岩、炭化水素の探掘、生産、副産物利用。

・ 上記の規定に違反して 640 エーカー以上取得したものは、500 ドル以上 5,000 以下の罰金が科せられる。処分は、4 年以内に行わなければならない (§ 710.02(5), (6), (7))。

<会社、トラストの農業目的での土地所有禁止： § 182.001 >

・ 会社やトラストは、農業目的で土地を所有することができない。ただし、下記の例外を除く。

[例外： § 182.001(2)]

- ・ 認定会社および認定トラスト
- ・ 遺贈もしくは通常の事業上の抵当や先取特権により取得した土地。ただし、売却が市場価格と同じ水準で行われるならば、取得から 5 年以内に処分されなければならない。
- ・ 小規模事業の投資会社 (1958 年小規模事業投資法参照)
- ・ 会社は、自然人およびその財産権 (estate) の受益人として、許可を受けたトラストに参加できる。[*]
- ・ また本セクションは、下記の土地には適用されない。

・ 1974 年 6 月 5 日以前に会社により保有されている土地。各 5 年間において 20 %

を越えない通常の所有の拡大分も含む。

- ・ 汚染防止の要求を満たすために必要な土地
- ・ 1978 年 5 月 27 日現在で、トラストにより所有されている土地
- ・ 調査、繁殖、種子生産を主要な目的とする農場。
- ・ 拡大または他の事業のために取得した土地は、農業を行うことを禁じられていない人にリースする場合に限って、農業に使用することができる。
- ・ 農業を行うことが、非農業の事業目的に対して付随的なものであるとき。
- ・ 本セクションにおいて禁止される農業は、加工を除く酪農製品の生産；牛，豚，羊の生産；小麦，トウモロコシ，大麦，オーツ，ライ麦，牧草，大豆，キビ，ソルガムの生産である。

[定義： § 182.001(1)]

- ・ 認定会社および認定トラスト
- ①株主または受益人が 15 人以下であること。ただし一家族は一株主とする。
- ②株の種類は 1 種類であること。
- ③全ての株主または受益人は自然人またはその財産権 (estate) であること。

[罰則： § 182.001(4)]

- ・ 本法律に違反した会社ないしトラストに対しては、各違反に対して 1,000 ドル以下の罰金を科す。罰金は 1 日ごとに算定される。裁判所は、合理的な期間内に当該の土地を処分することを命じる。